

I 家庭・学校・地域社会における青少年の育成・成長支援の推進

1 青少年をはぐくむ地域づくりの推進

(1) 青少年健全育成連絡協議会等の関係団体の活動支援

家庭、学校、地域全体で子どもたちを支えはぐくんでいくことは、今後ますます重要であり、引き続き、青少年健全育成連絡協議会、PTA、子ども会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組む。

(2) 少年団体活動の推進

少年期から異年齢集団に加わり、仲間とともに団体活動の体験をすることは、少年の豊かな人間形成を図るうえで重要な意味を持っている。

少年団体には、地域社会を活動の拠点とする子ども会と、ボーイスカウトやガールスカウトなどのように、それぞれ団体固有の目的を持って独自の活動を行うものがある。

少年期の団体活動の重要性に鑑み、少年の健全育成の観点から、これら少年団体の活動を支援するとともに、指導者の養成に努める。

① 団体活動の援助

各種少年団体の求めに応じて、団体の運営や事業実施に当たっての指導・助言を行う。

② 指導者・リーダーの育成

各青少年教育施設において少年団体指導者、子ども会育成指導者、レクリエーションリーダー・ジュニアリーダー等の育成と資質向上を図るため、各種の研修会・講習会を開催する。

③ 子ども会育成指導員

各小学校区で原則2名に子ども会育成指導員を依頼し、家庭・学校・地域社会の連携を深めながら、地域の子どもの健全育成を図る。

ア 職務

- ・ 子ども会活動の連絡調整
- ・ 子ども会に対する指導助言
- ・ 学区内関係団体との連絡調整
- ・ 学校体育施設開放時の指導助言
- ・ その他、少年教育の振興

イ 指導員数

101 学区 194 人（令和元年9月現在）

(3) 青年団体活動の推進

団体活動を行い、多くの仲間と接することで、他人の良さを認め、自己を知ることができる。孤立しやすい青年期の団体活動は、特に重要である。

青年の豊かな人格形成をめざして充実した青年活動を促進するとともに、コミュニティづくりのため、青年の地域活動への参加を促していく必要がある。

こうした観点から青年団体・グループの活動を援助するとともに、リーダーの養成に努める。

① 団体活動の援助

各種の青年団体の求めに応じて、団体の運営や事業実施にあたって指導・助言を行う。

② リーダーの養成

青少年センターなどの青少年教育施設において、青年リーダー、レクリエーションリーダー等の養成を図るための研修会を開催する。

③ グループ・サークル活動の奨励と育成

青年の多様な学習要求に対応するため各青少年教育施設において、青年の自主的なグループ・サークル活動を支援する。

(4) 「こども110番の家」の設置推進

市民総ぐるみで子どもたちの安全を確保し、より良好な地域環境をつくるため、「こども110番の家」を設置し、地域全体で温かく子どもたちを見守る運動を進めており、12,860か所（令和元年8月末現在）設置されている。

(5) 青少年健全育成の市民啓発と活動の推進

青少年の健全育成を広く市民に啓発し、健全育成活動への参加を促進するため、次の施策を実施する。

・青少年によい環境をあたえる運動（7月）

・青少年健全育成強調月間（11月）

青少年健全育成市民大会の開催

区青少年健全育成大会の開催

・「青少年からのメッセージ」の募集

2 子どもの遊び場と居場所づくりの推進

異年齢集団や自然の中での様々な体験は、心豊かでたくましい青少年をはぐくむうえで必要かつ有効であることから、こうした機会の提供を進めていく。

(1) 児童館

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であり、116館（令和元年5月1日現在）を整備している。

① 事業内容

遊戯室・図書室・工作室などを備え、遊具やボールを使った遊び、季節行事やスポーツ行事などを実施する。

② 対象

小・中学生、乳幼児（保護者同伴）、児童健全育成団体等

③ 開館時間

- ・月～金曜日：午後1時～午後6時30分
- ・土・日曜日：午前10時～午後4時、
- ・長期休業中等学校休業日：正午～午後6時30分

④ 休館日

- ・第1・3日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・1月2日及び3日、12月29日～31日

(2) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に児童館や小学校の教室などにおいて、広島市放課後児童クラブを258クラス（令和元年5月1日現在）で実施している。

また本市補助制度による民間放課後児童クラブを49クラス（令和元年5月1日現在）で実施している。

① 開設時間

- ・月～金曜日：午後1時～午後6時30分
- ・土曜日：午前8時30分～午後5時
- ・長期休業中等学校休業日（※）：午前8時30分～午後6時30分

（※）夏休みなどの長期休業中（土曜日を除く）に限り、希望者を対象として朝の開設時間の延長（午前8時～午前8時30分）を有料で実施している。

② 休所日

- ・日曜日
- ・第2土曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・1月2日～4日
- ・広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日
- ・12月29日～31日

(3) 放課後プレイスクール事業

児童館未整備学区において、放課後等の小学校施設等を利用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を推進することを目的に、6小学校区（平成31年4月1日現在）で実施している。

(4) ちびっこ広場の整備

街区公園や近隣公園、学校の体育施設開放事業を補い、遊びを通して幼児及び小学校低学年児童

第3章 青少年の育成・成長支援

の心身の健全な発達を図ることを目的として、ちびっこ広場を整備している。このちびっこ広場は、本市が公有空閑地を利用して直接整備するものと、社会福祉協議会が民有空閑地にフェンス等を整備助成し、遊具を貸与したものがある。

【ちびっこ広場設置数(平成31年4月1日現在)】

本市所管：127 か所

社会福祉協議会所管：48 か所

(5) 広島っ子わくわくホリデー事業

土・日曜日や祝日等を実施される子どもや親子を対象とするイベントの情報をホームページにより提供する。

II 青少年問題の解決に向けた取組の推進

1 不登校児童生徒数・いじめの認知件数

【市立学校における不登校児童生徒数（30日以上）】

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
人数	1,150	1,119	1,122	1,114	973	969	996	967	962	1,124	1,355

※小・中学校・中等教育学校（前期）の人数

【市立学校におけるいじめの認知件数】

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	227	160	233	217	574	262	679	576	1,029	2,087	4,459

※小・中・高等学校・中等教育学校の件数

<参考>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条（平成25年9月28日施行））

2 いじめに関する総合対策

平成29年7月に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案に係る「広島市いじめ防止対策推進審議会」の答申に示された提言を踏まえ、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持して、児童生徒の変化に気付くことができるよう個々の教職員の感度を高め、「いじめ見逃しゼロ」を目指すとともに、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「認知したいじめへの適切な対応」、「教職員の資質能力の向上」、「関係機関との連携」の五つの柱の取組を着実に進める。

➤ いじめの未然防止

- ① 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成
 - ・ 「特別の教科 道徳」を含む各教科や特別活動などの時間の学習を通して、自他の生命を尊重する態度や思いやりの心を育成する。
- ② 自ら善悪を判断し行動する力の育成
 - ・ いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒が日常の問題を解決する主体的な児童会、生徒会活動の充実を図る。
 - ・ 総合的な学習や特別活動などの時間の学習を通して、児童生徒が対人関係を円滑にするためのスキル教育の実施によるコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

- ③ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成
- ・ 家庭、地域と学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめ防止に向けた市民参加の取組を促進することにより、「いじめを生まない支持的風土」を醸成する。

➤ いじめの早期発見

- ④ 早期発見・早期対応の強化
- ・ 早期発見・早期対応に向け、各学校における生徒指導体制を強化する。
 - ・ 早期発見のために、市ホームページ上に「子どものいじめ」に関する情報提供窓口を設置する。
 - ・ 近年深刻化しているネット上のいじめの発見に向けた体制を整備する。

➤ 認知したいじめへの適切な対応

- ⑤ 専門家や関係機関との連携
- ・ 心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、元警察官である生徒指導支援員を配置し、必要に応じて連携を図ることにより、いじめへの適切な対応に資する。

➤ 教職員の資質能力の向上

- ⑥ 研修による教職員の資質能力の向上
- ・ いじめの問題をはじめとして、多様な問題が生じる教育現場には、教職員間の適切な連携による組織としての力量の向上が大切であるため、研修を通じて教職員の資質能力の向上を図る。

➤ 関係機関との連携

- ⑦ いじめ防止等に関する機関及び団体の連携の強化
- ・ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携を強化する。
 - ・ 「少年サポートセンターひろしま」や「児童相談所」と情報交換や対応方針などの協議を行い児童生徒及び保護者への支援の在り方等について連携を図る。
 - ・ 本市に所在する小学校、中学校及び高等学校と各警察署で構成する「広島市ブロック学校警察連絡協議会」を開催し、いじめ等の問題行動の未然防止を図る。

3 総合的な相談体制の整備・充実

(1) 青少年総合相談センター等の整備

非行・いじめ・不登校など、青少年を取り巻く状況は深刻化しており、家庭・学校・地域社会・行政が一体となり課題を共有化し、ともにその機能を発揮して青少年問題の解決にあたることが重要である。こうしたことから、平成11年4月、青少年問題への対応・相談機能を一元化した「青少年総合相談センター」を開設し、家庭・学校・地域社会が一体となった育成・成長支援の推進を図っている。

第3章 青少年の育成・成長支援

さらに平成15年5月、「暴走族加入防止・離脱相談センター（現暴走族・少年非行防止相談センター）」を開設するとともに、平成27年4月、教育委員会職員、広島県警察職員が常駐し、連携して少年相談等を行う「少年サポートセンターひろしま」を開設し、センターの相談機能の充実を図っている。

(2) 青少年の総合相談

青少年総合相談センターにおいて、幼児期から思春期、青年期までの心理や行動の問題などあらゆる相談に専門の相談員が対応している。

① 青少年相談

不登校、ひきこもり、進路、友達関係、子育て、子どもへの関わり方などについての相談

② いじめ110番

「子どものいじめ」に関する相談やあらゆる「子どものSOS」に関する相談

③ 障害のある子どもについての就学・教育相談

障害のある幼児児童生徒の就学や教育上の諸課題についての相談を青少年総合相談センターと市児童総合相談センター内の分室で行う。

【青少年相談・いじめ110番件数】

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数											
電話	2,102	2,015	1,709	1,588	2,246	1,901	1,784	1,647	1,819	1,809	2,313
面接	2,138	1,967	1,959	1,822	1,513	1,094	1,123	1,121	1,094	852	782
合計	4,240	3,982	3,668	3,410	3,759	2,995	2,907	2,768	2,913	2,661	3,095

【障害のある子どもについての就学・教育相談】

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	3,212	3,272	3,402	3,533	3,581	3,789	3,925	4,522	4,211	4,495	4,518

(3) スクールカウンセラーの配置

全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置し、教職員への助言や児童生徒、保護者へのカウンセリングを行う。

(4) スクールソーシャルワーカーの配置

拠点校及び事務局に、スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭・地域といった児童生徒を取り巻く環境に働きかけるなどの支援を行う。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施

- 不登校・不登校傾向の児童生徒への早期対応に努めるとともに、いじめ等に関する緊急的な対応を行うなど、児童生徒の個々の状態に応じたより一層きめ細やかな支援を実施する。

第3章 青少年の育成・成長支援

- ・ ふれあいひろば推進員が、校内において、担任等と連携しながら、不登校・不登校傾向の児童生徒に対して、相談活動等の支援を行うとともに、ひきこもりの児童生徒の家庭を訪問し、児童生徒や保護者の相談に応じる。

(2) 「適応指導教室」の運営

不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰の支援を目的として、市内4か所で運営している。

名 称	場 所
ふれあい教室 ・ 中	市役所北庁舎別館内
ふれあい教室 ・ 北	安佐北区総合福祉センター内
ふれあい教室 ・ 西	五日市公民館内
ふれあい教室 ・ 東	こども療育センター愛育園内

(3) 学校問題解決支援事業の実施

生徒指導支援員を学校に派遣し、問題行動等を起こす児童生徒や学校への支援を実施する。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組の推進

(1) 非行防止活動（環境点検・補導活動）

各地区の青少年指導員771人（平成31年3月31日現在）が地域の実状に応じて、自主的計画により地域内を巡回し、問題行為少年の早期発見、早期指導に努めるとともに、地域環境の点検・浄化活動を行う。

【地区補導実施状況】

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指導員設置地区数	135地区	135地区	135地区	135地区	133地区	133地区	133地区
実 施 回 数	3,387回	3,354回	3,349回	3,314回	3,313回	3,326回	3,279回
従事指導員延べ数	17,814人	17,422人	17,436人	17,338人	17,166人	17,083人	16,939人
補 導 少 年 数	2,266人	1,798人	1,641人	1,507人	1,892人	1,502人	1,112人
環 境 点 検 総 数	43,627件	44,691件	43,890件	41,703件	43,477件	41,976件	42,364件

(2) 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業

急速な情報化の進展は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、電子メディアの長時間の使用が基本的な生活習慣の形成を阻害したり、インターネットが犯罪に巻き込まれるきっかけになったりするなど大きな問題を生み出しており、テレビ、インターネット、携帯電話など電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりが重要な課題となっている。

このため、本市では、「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を平成20年3月に制定し、同年7月1日に施行した。

また、近年のスマートフォンを始めとするインターネット接続機器の急速な普及やこれに伴うインターネット利用の急増など、青少年を取り巻く電子メディア環境の急激な変化を踏まえ、条例に

基づく「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」を平成25年8月1日に改正した。

前述の条例に基づき、保護者、学校等、市民、事業者と連携した取組を推進する。

【主な実施事業】

- ・ 携帯電話・スマートフォン等の“10^テオフ運動”の推進
- ・ 電子メディア・インストラクター養成講座の実施
- ・ 電子メディアに関する講習会の開催
- ・ ノー電子メディアデー強化月間の実施

6 ひきこもりがちな青少年への支援

青少年の自立支援事業

ひきこもりがちな青少年に対し、小規模作業所等における就労体験やボランティア体験等への参加を支援することにより、精神的・経済的な自立を促進する。

Ⅲ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進

警察、学校、地域団体及び保護者等と連携し、暴走族等への加入防止や非行少年等の立ち直り支援などに取り組むことにより、青少年の健全な育成を図る。

1 非行少年の検挙・補導状況

広島市域の非行少年の検挙・補導状況は、平成30年は458人で、前年に比べ169人、27.0%減少している。検挙・補導した少年のうち小学生以下が23.6%、中学生が38.0%を占め、非行総数の61.6%を占めており、依然として低年齢少年による非行が顕著である。

区 分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	
総 数	1,402	1,301	1,243	796	731	627	458	
内 訳 (人)	刑法犯少年	1,273	1,175	1,131	672	641	549	401
	特別法犯少年	127	121	109	120	81	72	57
	ぐ犯少年	2	5	3	4	9	6	0

〈凡例〉

刑法犯少年：刑法（暴力行為等処罰に関する法律などの特別法を含む。）に定める罪を犯した犯罪少年と、刑法に触れる行為をした触法少年を合わせたものをいう。

特別法犯少年：刑法以外の法令違反をした犯罪少年と触法少年を合わせたものをいう。ただし、この資料では交通関係法令違反を除いている。

ぐ犯少年：次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする^{おそれ}のある少年をいう。

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

（出典：広島県警察本部資料）

2 「少年サポートセンターひろしま」の運営

教育委員会と県警察が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成27年度に市役所北庁舎別館内に設置した教育委員会職員と警察官等が常駐する少年サポートセンターひろしまを活動拠点として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

(1) 教育委員会・県警察連携事業

① 少年相談・立ち直り支援

電話や面接等により受け付けた相談事案について、非行少年グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、事件性や非行の程度に応じ、又は就労支援が必要な場合等に、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行う。

また、相談内容を分析し、特定の問題（性非行、万引き、ネット依存）についての問題別思春期セミナーを開催する。

② 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

学力補充を行うとともに、学習への意欲の向上を図るため、大学生を始めとするボランティアの協力も得ながら個別の学習支援を行う。

また、コミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、自己肯定感を高めることを目的とした体験活動を実施する。

③ 生徒指導上の課題を抱える学校への支援

県警察スクールサポーターとして委嘱された自立支援相談員等を中学校等に派遣し、非行防止や学校支援に取り組む。

④ 街頭補導活動

教育委員会、県警察及び青少年指導員等の連携による街頭補導活動を行い、問題行為少年の早期発見及び早期指導により、少年の非行防止に取り組む。

(2) 教育委員会単独事業

① ネットパトロールの実施

職員によるパトロールと併せ専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、暴走族に関する情報やその他犯罪性のある情報については、県警察に通報するなど、迅速かつ適切に対応する。

② 少年非行対策セミナー

少年の非行問題などに関心のある市民を対象に非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの重要性についての市民意識の醸成を図る。

IV 青少年の自己実現と社会の担い手づくりにつながる社会参加活動の推進

1 協働の理念に基づくまちづくり活動の推進

平成31年度成人祭の実施

- ① 目的
新成人の門出を祝福するとともに、成人としての自覚を促し、将来を激励する。
- ② 対象
平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた広島市民
《対象者数(令和元年10月31日現在)》
12,239人(男:6,233人、女:6,006人)
- ③ 実施日時・場所
令和2年1月13日(成人の日) 10:00~14:00(開場11:00)
広島サンプラザホール
- ④ 内容
11:45~12:45 成人式(オープニング・式典)

2 青少年の多様な社会参加の推進

(1) 広島・長崎市児童生徒平和のつどい

被爆都市である両市の児童生徒が相互に訪問し合い、平和学習を通じて平和意識の高揚を図るとともに、世界恒久平和の実現に貢献する意欲と態度を育む。また、集団生活や体験学習を通じて、友情と親睦を深めるとともに、自主性や社会性を育てる。さらに、青少年リーダーとしての指導力や実践力を養う。

【平成31年度の実施状況】

開催期間：令和元年8月23日(金)~8月25日(日)[2泊3日]

開催場所：広島市内

参加者：広島市 43名〔児童生徒27人(小学生17人、中学生10人)、シニアリーダー(高校生)5人、指導者11人〕

長崎市 36名〔児童生徒19人(小学生12人、中学生7人)、シニアリーダー(高校生)5人、指導者12人〕

内容：歓迎セレモニー、平和学習(原爆慰霊碑への献花、原爆の子の像への折鶴奉納、フィールドワーク、広島平和記念資料館の見学)、平和のつどい(キャンプファイヤー)、お別れセレモニー 等

(2) 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業

海外への派遣や、海外からの受入れを通じて、幅広い国際的視野と豊かな国際感覚を持つ青少年の育成に取り組む。

① 青少年国際平和未来会議の開催

本市の姉妹・友好都市等の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換しあうことにより、友情と相互理解を深めるとともに、広く世界の国々の青少年に核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、次代を担う青少年の世界平和への意識を高め、グローバル人材の育成を図る。

【平成31年度の実施状況】

開催期間：令和元年8月4日（日）～8月12日（月）〔8泊9日〕

開催場所：広島市内及びその周辺

参加者：広島市 22人〔指導者3人、青少年19人（高校生7人・大学生12人）〕

姉妹友好都市12都市 30人〔指導者6人、青少年24人（高校生8人・大学生16人）〕

内容：グループディスカッション、ホームステイ、平和学習（被爆体験伝承講話、平和記念式典参列、広島平和記念資料館見学）、高等学校訪問（部活動体験等）、宮島散策、盆ダンス等

② 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市の姉妹都市である韓国大邱広域市と本市の青少年が相互に訪問し、生活を共にしながら交流を行うことにより、両市の青少年の相互の友情を深め、平和意識の醸成を図る。

【平成31年度の実施状況】

開催期間：令和元年7月25日（木）～7月29日（月）〔4泊5日〕

開催場所：韓国 大邱広域市

参加者：広島市 18人〔指導者3人、青少年15人（中学生4人、高校生11人）〕

大邱広域市 22人〔指導者6人、青少年16人（中学生9人、高校生7人）〕

内容：伝統文化体験（韓服・伝統礼儀・伝統あそび）、VR体験、ホームステイ等